

一般社団法人 日本脊髄外科学会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本脊髄外科学会（以下「本学会」という）の定款の規定に基づき、本学会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2章 会員

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 正会員
年次学術集会で発表する事ができる。
機関誌の配布を受ける事ができる。
- (2) 賛助会員
機関誌の配布を受ける事ができる。
- (3) 名誉会員
年次学術集会で発表する事ができる。
機関誌の配布を受ける事ができる。

(入会日)

第3条 正会員及び賛助会員の入会日は入会届を受理し、かつ当該年度の年会費の納入のあった日とする。

(退会日)

第4条 会員の退会日は、退会届を受理した日とする。

(資格の復活)

第5条 定款第11条第3号の規定により退会した者は、退会の事実が発生した日から1年以内に未納会費および当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活することができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は有しない。

第3章 会費

(会費)

第6条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|--------------|---|----------|
| (1) 正会員 | 年 | 12,000円 |
| (2) 賛助会員（個人） | 年 | 12,000円 |
| (3) 賛助会員（法人） | 年 | 100,000円 |

(納入)

第7条 前条に規定する会費は当該年度内に1年分を一括納入する。

(納入の猶予)

第8条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

- 2 会費納入猶予を希望するものは、所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しな

- なければならない。
- 3 理事長は、会費納入猶予申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
 - 4 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。
 - 5 会費納入猶予者は、その期間中は選挙権、被選挙権、役員、社員及び委員会委員となる資格を有しない。
 - 6 会費納入猶予者は、その期間中は年次学術集会で発表する権利、機関誌の配布を受ける権利を有しない。

(免除)

- 第9条 正会員が休会を希望する場合は、2年を限度として休会を申請することができる。この場合、休会中の年会費は免除することができる。
- 2 休会を希望する者は、所定の休会申請書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、休会申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
 - 4 休会者は、その期間中は選挙権、被選挙権、役員、社員及び委員会委員になる資格を有しない。
 - 5 休会者は、その期間中は年次学術集会で発表する権利、機関誌の配布を受ける権利を有しない。

第4章 委員会

(目的)

- 第10条 本学会の会務を円滑に実施するため委員会を設置する。

(委員会の種類)

- 第11条 本学会の委員会の名称及び目的は別表1に掲げるとおりとする。

(構成)

- 第12条 委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名とする。
- 2 委員会の委員長は、理事をもって充てる。

(委嘱)

- 第13条 委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 2 委員長は、本学会の会員、代議員、役員あるいは学識経験者等の中から委員会の運営に必要な委員を指名することができる。
 - 3 委員会が必要と認めたときは、本学会の会員以外のものにも出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 4 委員長は前2項の規定に基づき委員を指名した後、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(任期)

- 第14条 委員長および委員の任期は、定款又は規則に別段の定めがある場合を除き、代議員としての任期に従うものとし、代議員の任期が満了した場合は、委員長および委員の任期も満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 学会内役職指定理事にあたる委員長の任期は代議員の任期満了から最長1年後の年度末まで可能とする。
 - 3 本学会の会員以外の委員の任期は委員長の任期と同一とする。ただし、再任を

妨げない。

- 4 前項の規定にかかわらず、第19条の規定に基づき定める各委員会規定に別段の定めを設けることができる。

(会議)

- 第15条 各委員会の会議は、必要に応じて、委員長が随時召集する。委員長は委員会の議長となり、委員会の会務を総括する。
- 2 各委員会は、委員の3分の2以上の出席により議事を行い決議することができる。ただし書面決議はこれを認めない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 第2項の規定に関わらず、委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電子メールによって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合、委員長はその結果を各委員に報告しなければならない。

(議事録)

- 第16条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記載又は記録した議事録を作成する。
- 2 各委員会の議事録については事務局が保管する。

(報告)

- 第17条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。また、理事会から報告を求められたときは、直ちにその活動内容の報告をしなければならない。
- 2 前項の報告は、文書による理事長への報告及び文章及び口頭による理事会での報告とする。

(経費)

- 第18条 委員会の活動にかかる経費は、本学会が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

(各委員会規定)

- 第19条 本学会に設置される各委員会において、委員会の運営に必要がある場合は、各委員会の発議により、理事会の審議及び承認を経て、個別に委員会規定を定めることができる。

第5章 学術集会

(学術集会)

- 第20条 本学会は、年1回学術集会を開催する。
- 2 年次会長は学術集会を主催する。
 - 3 学術集会において演者として発表する者、司会あるいは座長は、本学会の会員でなければならない。

(年次会長)

- 第21条 本学会は、代議員の中から、年次会長を1名置くことができる。
- 2 年次会長は、本学会の年1回の学術集会を主催する。

(選任)

第22条 次次次期年次会長は、当該年度の学術集会の開催前に、学術集会会長候補選出委員会の推薦に基づき、理事会にて選任する。

(任期)

第23条 年次会長の任期は、学術集会の終了時から次年度の学術集会終了時までとする。

第6章 事務局

(設置等)

第24条 本法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任免し、有給とする。

3 事務局は、総務、会計、事業及び広報を担当する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 規則の変更

(変更)

第25条 本規則は理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規則は、平成23年10月12日から施行する。

2. 平成24年7月26日 一部改訂

3. 平成25年10月18日 一部改訂

4. 平成26年10月10日 一部改定

別表1. 委員会
(1) 常置委員会

名称	目的
代議員選出委員会	本学会の代議員選出に関する業務を行うことを目的とする。
学術委員会	本学会に関連する学術領域の種々の問題点を解決し、脊髄・脊椎疾患の基礎的研究を推進することを目的とする。
学術集会会長候補選出委員会	次次次期学術集会の会長候補者の選任及び理事会への推薦を目的とする。
機関誌編集委員会	機関誌の編集及び発行に関する業務を行うことを目的とする。
脊髄外科認定制度委員会	脊髄外科認定制度に関する業務を行うことを目的とする。
国際委員会	脊髄外科に関する国際的活動の計画、実行、及び交流・連携に関する業務を行うことを目的とする。
生涯教育委員会	本学会主催の講習会の運営、及び生涯教育の企画立案に関する業務を行うことを目的とする。
将来構想委員会	本学会の運営、脊髄外科の発展及び将来の在り方に関する業務、及び国内他分野との交流・連携に関する業務を行うことを目的とする。
統計委員会	脊髄外科の疾患関係のデータベースに関する業務を行うことを目的とする。
COI委員会	本学会が関わる全ての事業活動における利益相反に関する業務を行う事を目的とする。
広報委員会	他学会との連携及びメディアへの対応に関する業務を行うことを目的とする。
倫理委員会	S S R統計事業に関する申請の申請に関する業務を行うことを目的とする。

(2) adhoc 委員会

名称	目的
整形外科合同作業部会	整形外科との合同専門医制度設立及び運営に関する業務を行うことを目的とする。
専門医試験問題作成委員会	合同専門医制度における試験問題の作成に関する業務を行うことを目的とする。
脊椎内視鏡委員会	内視鏡手術に関して他学会との連携及び対応に関する業務を行うことを目的とする。